

162-参-予算委員会-12号 平成17年03月16日

※タクシー規制緩和問題、ETC、社会保障問題等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は、財政政策を中心にお伺いしたいと思っておりますけれども、その前に、国土交通省並びに内閣府の関係についてお伺いしておきたいと思っております。

まず、規制緩和後のタクシー業界の実情と今後の対応ということについて、国土交通大臣にお伺いしておきたいと思うんです。

本委員会等でもかねてより議論になっているところでございますけれども、平成十四年の規制緩和後のタクシー事業は、景気低迷や需要の低下と相まって、地域によっては大きな変化がもたらされ、そこに働く人々の生活にも多大な影響がもたらされたところでございます。

大臣はタクシー事業の現状をどう見ておられるのか。とりわけ、大臣は大阪の御出身でいらっしゃるわけですが、大阪のタクシー業界の厳しい状況というのを聞いたことがおありになるかどうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（北側一雄君） タクシーの業界の皆様から、大阪はもちろんのこと、各地方でも様々お声はちょうだいをしております。一言で言いますと大変厳しいというお話をちょうだいをしているところでございます。

今委員がお話ございましたように、平成十四年の二月に需給調整規制を廃止をいたしまして、規制緩和がなされました。その目的というのは、利用者利便の向上、そして事業の活性化ということでございます。例えば、大阪でいいますと、関西でいいますと、委員も御承知のとおり、例えば五千円超えたら五割引きというのもございますね。こういう運賃体系にも非常に多様な運賃が導入されるようになりました。また、福祉タクシー、それから京都の観光タクシーとか、こうした非常に利用者ニーズに応じた新しいサービスも提供されるようになりまして、一定の効果は現れていると思っております。

しかしながら、問題は、全体としての需要そのものは減少傾向に、長期的な減少、これはもうマイカーが非常に普及しておる中で、タクシーの長期的な需要は減少傾向にあること自体は変わっておらないわけでございまして、それでいて、一方、規制緩和後は増車がなされていると。

私の手持ちの資料でいいますと、この一月末までの間に増車台数が一万四千百七十三台。大阪では特に多くて、そのうちの二千四百六十七台が増車されているわけでございます。この増車がされるということは一台当たりの当然収入が減るということで、全体のパイは余り上がっておらない、一方で車が増えている、タクシーが増えている。そうすると一台当たりの収入は当然低くなると。そして、このタクシーというのは運転手、運転手の方々

は歩合制でございますので、一人当たりの収入は減ってしまうと、こういう非常に厳しい状況があるということもよく分かっているところでございます。

この増車、規制緩和後増車がなされ、増車台数が大変増えていると。これは当然の効果なわけでございますが、この増加になっている事業者なんですけれども、必ずしも新規参入の事業者が増車をしているというわけではなくて、既存のタクシー事業者の方々が増車をしている部分の方がずっと多いんですね。

私は、一方で、この現状、特に運転手の方々の非常に厳しい給与というのを知ったときに、一方でもちろんこの規制緩和をすることによってもっともっと新しいサービスが提供されて、事業が活性化されるということが大事なわけでございますけれども、一方でこの歩合制というものの在り方についても、これはちょっと国土交通省の所管でもないんですが、私はやはり議論をしていかなきゃいけないのではないのかというふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 大臣は状況を的確に把握されていると思うんですけれども、ここで厚生労働省サイドで規制緩和の前と後のタクシー運転者の労働条件の変化について、例えば労働時間とか賃金とか最賃法の違反件数とか最賃法、最賃法の違反率とかこういったものについて状況をお示しいただけますでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） タクシー運転者の年間総実労働時間につきましては、賃金構造基本統計調査によれば、平成十六年、直近であります、二千四百十二時間でございます。平成十三年は二千四百二十四時間でございまして、十二時間減少という状況でございます。また、給与につきましては、全国では平成十六年、三百八万円、平成十三年は三百三十四万円ということで、二十六万円の減少という状況でございます。

それから、最低賃金法違反につきましては、平成十六年、速報値でありますけれども、違反件数八十六件でございます。平成十三年は四十四件でございます。ということで、違反率も平成十六年が一二・七%でございましたが、平成十三年は七・二%ということでございまして、増加をしているという状況でございます。

○辻泰弘君 統計とか指標にはいろいろあるんですけれども、大臣もよく御存じだと思うんですけれども、今やはり最後におっしゃった最賃の部分ですね。最低賃金は、言うまでもございせんけれども、ナショナルミニマムの根幹を成すものというふうに思うんですけれども、その最低賃金の違反率が急激に伸びていると、そういう状況にある産業の在り方というのは根本的に問われなければならないんじゃないかと私は思うわけでございます。

大阪のみならず、仙台などでも厳しい状況が伝えられておるわけでございますが、沖縄では緊急調整地域が指定されたというふうに聞いておりますけれども、それらについては要件を満たしていないんだというふうには聞いておるんですけれども、何らかの対策があつてしかるべきではないかと思うんですけれども、このまま放置していいのかどうか、大臣の御所見を求めたいと思います。

○国務大臣（北側一雄君） 先ほども答弁をさせていただいたんですが、一方では、規制緩和をすることによって運賃体系だとか、それから様々な多様な事業を展開することによって事業の活性化が図られている側面もあります。

ただ、全体として、マイカーが普及されている、普及していく中でタクシーに対する需要が伸びないという状況の中で、一方で増車数がどんどん増えていると、歯止めが掛からないという状況の中で一人当たりの運転手の方々の給料が下がってしまっているという状況にあるわけでございます。

私は、先ほど申し上げましたように、これは、国土交通省における行政にかかわる部分だけではなくて、もちろん私どもも関心を持っているところでございますし、対応策を検討しなきゃならないと考えておるわけでございますが、一方で、先ほど委員からおっしゃった保障給の在り方がこれでいいのかと、その最低賃金の定め方がこれでいいのかというところについて是非私は御議論をお願いをしたいと思っているわけなんです。

先ほど来申し上げましたように、新規参入によって車の台数が増えているという側面よりも既存のタクシー事業者の方々が増車をすることによって増車数が増えているという方が強いわけございまして、私はそういう意味ではタクシー事業者と運転手の方々のこの労使の問題の在り方としてここは是非御議論をお願いしたいと思っているところでございます。

○辻泰弘君 おっしゃったように、そういった問題点もあろうかと思うんですけれども、その歩合制とか保障給の在り方についてというのは少し時間も掛かることだろうと思うんですね。やはり当面することをどうするかということがあろうと思うんです。

仙台については、国土交通省内にタクシー問題対策協議会が設置されたというふうに聞いているわけなんです。これは特区の申請がきっかけとなったと聞いているわけなんですけれども、例えば、厳しいと言われているような地域についても、例えば大阪などについても協議会を設置して関係者間で対応策を検討するということがあってしかるべきじゃないかと思うんですけれども、大臣の善処を求めたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（北側一雄君） 是非そういう方向で検討したいと思います。ただ、その際に、何度も申し上げますが、関係行政機関との連携がやはり重要であるというふうに考えております。

○辻泰弘君 その関係行政機関というのはどのエリアでしょうか。

○国務大臣（北側一雄君） 特に厚生労働省でございます。

○辻泰弘君 もう一点国土交通省にお伺いしておきたいんですけれども、最近、E T Cが

普及しているということがあるわけですが、そういう状況の中で、料金所での事故の増加が伝えられているのでございますけれども、事故が増えている状況について御報告をいただきたいと思えます。

○政府参考人（谷口博昭君） お答えいたします。

道路関係四公団におきまして現在E T Cのレーンが二千六百トータルございますが、基本的にすべての料金所においてE T Cの利用が可能となってきております。全国のE T Cの利用率は、三月の四日から三月の十日の平均でございますが、三二・七%というような高い利用率になっております。一日に約二百三十万台の車が利用されているというような勘定になるわけでございます。

今委員お尋ねの件につきましては、E T Cレーンにおけるバーへの接触、追突等の事故件数は、平成十三年三月のE T C導入以来、平成十六年の十二月までの四年間、約四年間でございますが、トータル約三千三百件発生しております。しかしながら、当初は約四万台に一件発生していたわけでございますが、まあE T Cの利用が増えてきたということもございまして、現在は約三十三万台に一台と、約八分の一に減少している状況でございます。

○辻泰弘君 もう一点、別の視点なんですけれど、道路四公団から料金收受の業務受託会社への役員、職員の天下りの方々の状況を数値でお示しいただけますか。

○政府参考人（谷口博昭君） お答えいたします。

道路関係四公団からは、平成十六年度における道路関係四公団が発注しました料金收受業務を受託しました会社六十三社に聞き取り調査を行ったところ、公団O Bの役職員が働いている会社は六十三社中の四十七社ということになっております。公団O Bの役員は三百七十一人中八十五人ということになっております。公団O Bの職員は約三万二千人中の四百八十三人というような報告を受けているところでございます。

○辻泰弘君 そのようないわゆる天下りの役職員の方々は、本来、公団と受託会社あるいは現場の収受員とのパイプ役を果たすという使命を負ってらっしゃるんでしょうけれども、それが十分機能してないというふうな評価を聞くところでございます。

また、収受員は受託会社に雇用をされているために、公団は収受員の労災事故に直接責任を負わないとか、料金所やブースなどの改善は施設管理者の公団にしかできないが、その公団に安全対策が義務付けられていないとか、またさらには、収受員の労働条件に受託会社も公団もともに責任を果たさないと、こういった指摘も見受けられるわけでございます。

つきましては、国土交通省としてもこういった事故の対策や労働環境の改善について十分対処するよう公団に指摘し、また指示をしていただきたいと思うんですけれども、大臣に御所見を求めたいと思えます。

○国務大臣（北側一雄君） 今委員の御指摘のように、E T Cレーンにおける料金収受員の方々がそのE T Cレーンを渡る際に事故に遭い死亡するという事故がございました。その際、これ平成十五年度の話でございますが、料金収受員の安全確保に関する措置を徹底するようにということで、日本道路公団始め関係の公団に対しまして指導を行ってまいりました。これを受けまして道路関係四公団では、料金収受員が料金所ブースから不用意にE T Cのレーンに出ることを防止する車線横断バー、障害を設けてましてですね、の設置を進める等をやってきたところでございます。

いずれにしましても、これからますますE T Cというのは普及を推進をしておりますし、また現に普及されてきておるわけでございまして、こうした事故がないようにしっかりと関係公団、引き続き指導をしてまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 是非そのE T Cについてもそういう御対処のほどお願い申し上げます。

また、先ほどおっしゃっていただいた規制緩和後のタクシー業界の状況についても、協議会の設置等も含めて、是非お取り組みくださいますようお願いを申し上げておきたいと思えます。

国土交通大臣につきましては、私は予定はこれで終わりでございますので、もしよろしければ御退席いただいて結構でございます。

それじゃもう一つ、内閣府に対してお伺いしたいと思います。

提出資料をお配りしていただいていると思えますけれども、その後に書いてるんですけども、兵庫県では阪神・淡路大震災や神戸市須磨区の事件を契機に、地域の子供は地域で育てる、生きる力をはぐくむとの志の下に、公立中学校二年生全員が学期途中の、学期途中の五日間、地域の中で職場体験、ボランティア・福祉体験、文化・芸術活動などに取り組むトライやる・ウィークが実施されてきたと。その中で、自己の確立、社会の肯定的な認識の醸成、職業観の育成、不登校の改善などの成果が得られているという状況がございいます。

それらを参考にしていただいて、政府も平成十七年度から中学校を中心にした五日間以上の職場体験等の実施を始めとするキャリア教育実践プロジェクトを予算化されて、各都道府県においてモデル的に実施することになったと、こういうことになっているわけでございます。兵庫における教育の視点に置いた取組といささか異なるところもあるんですけども、しかし、政府プロジェクトとして勤労に重点を置いた取組ということで、それ自体は結構なことだと思っているんですが。

ところで、今提出している資料なんですけれども、内閣府作成による「ここまで進んだ小泉改革」という広報物があるんですけども、その中にその今のトライやる・ウィークのことが出ているわけなんです。しかし、このトライやる・ウィークは平成十三年四月の小泉内閣発足以前の平成十年から始められたものであって、かつ、政府から何らの助成も受けずに県独自で行われて今日に至っているものでございます。ということは、小泉内閣の経済構造改革の成果と進捗状況の例示とすることは全く妥当性を欠くものと言わざるを

得ないと、こういうことになるわけでございまして、責任者としての経済財政担当大臣から、これについての釈明を求めておきたいと思っております。

○国務大臣（竹中平蔵君） お答えを申し上げます。

兵庫のトライやる・ウィークは、その趣旨、実践のしぶり等々、これはやっぱり大変立派な、高く評価されるべきプロジェクトであるというふうに思っております。

平成十五年四月と九月にパンフレットを作成する際に、キャリア教育の実践というその観点から、これは構造改革の重要な方向であったわけですがけれども、方向性が一致しているということで、言わばその先駆的な試みとして兵庫県のトライやる・ウィークを事例として掲載したというふうに聞いております。

しかしながら、正に委員御指摘のとおり、これはかえってその事例として分かりにくい点もあったというふうにも思っておりますし、私はやはりこれは適切ではなかったというふうに思っております。したがって、昨年九月のパンフレットの作成の際には、先生御指摘の観点なども踏まえまして、パンフレットの掲載内容を改めて見直したところでございまして、十六年四月の最新版には掲載をしておりません。適切さを欠いていたと思っておりますので、こちら辺はきっちり指導をしたいと思っております。

○辻泰弘君 今大臣は分かりにくくて適切でなかったとおっしゃったんですけれども、これは要は全然政府が関与してないところでやっているものについて例示としているのはおかしいということなんで、そこは押さえてください。

○国務大臣（竹中平蔵君） こういうことを例示をしたというのは、今委員御指摘の点等踏まえて、適切ではなかったというふうに思っております。

○辻泰弘君 それで、「ここまで進んだ小泉改革」という宣伝物なんですけれども、今のようなことを思いますと、ここまで進んだ小泉内閣の空宣伝と、こういうふうに言いたいような思いがするわけでございます。

さて次に、財政といいますか、社会保障問題についてお伺いしておきたいと思うんです。

既に本委員会等でも議論があったところではございますけれども、まず厚生労働大臣、最近よく言われております社会保障給付費の伸び率管理ということについて、改めて大臣の御所見を求めておきたいと思っております。

○国務大臣（尾辻秀久君） この件につきましては、二月十五日に開催されました経済財政諮問会議で、急速な少子高齢化が進む中で社会保障の規模を経済の規模に合った水準とし、その持続可能性を確保するために、名目GDPの伸び率を指標として社会保障給付費の伸び率を抑制すべきという御意見をいただきました。

そこで私が申し上げたことは、社会保障給付費について適正化に取り組む必要があると考えている、このところは正に認識を共有しますと、まずこう申し上げました。しかし、

社会保障給付費の伸び率を名目GDPの伸び率に機械的に連動させるということについては、例えば諸外国の状況を見ても社会保障給付費の対GDP比は様々でありまして、経済規模から社会保障の規模は一義的には導かれないこと、あるいはまた、医療や介護というのは、いったん病氣や要介護になれば必ずサービスを提供しなければならないものであります。また、高齢化の進展とか技術進歩等による伸びは特に医療費は避けられないこと、まあ様々あるんですが、そうしたことを申し上げて、機械的に連動させ抑制することは困難であるという意見を述べました。そういう意見を述べました。

以上でございます。

○辻泰弘君 財務大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、財務大臣は、さきの財政演説の中で、社会保障等について国民経済の身の丈に合ったものとすることを目指す必要があると、こういうことをおっしゃっているんですけれども、この今のポイントについて御所見を求めたいと思います。

○国務大臣（谷垣禎一君） 私は、今社会保障で一番必要なことは、持続可能であること、それから持続可能だと国民に信頼してもらうこと、こういうことが一番大事ではないかと思っておりまして、そういう視点は、今も厚生労働大臣から御答弁がありましたように、経済財政諮問会議やあるいはその社会保障の在り方に関する懇談会においてもおおむねコンセンサスが得られているのではないかと思います。

それで、そういうことでありますと、社会保障制度改革に当たっては、国民の負担能力を踏まえて、公的給付の伸びを抑制していくという視点は不可避なんではないかと思っておりまして、社会保障給付の規模を国民経済の身の丈に合せて、合ったものにしていくことが欠かせないと思っております。ただ、今厚生労働大臣から御答弁もありましたように、それをどういう仕組みのものとしていくか。余り、そのある数字と固くリンクさせたようなものになったときに実行可能なものであるかどうかというその吟味は必要であると思いますが、大きく申し上げて、私は、身の丈ということ、ふわっとした言葉を使っているのも、一つはそういうねらいもあってのことでございます。

○辻泰弘君 今と同趣旨のことをさきの委員会でも御答弁なさっていましてですね、GDPの伸び、名目成長率等に合わせるといことはなかなか難しいと、こういうふうな御答弁だったわけですが、今、経済財政諮問会議等では成長率に、以下に抑制するというふうな考え方も出ているわけですが、そのことについては同意しないというふうな理解でいいですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 民間議員からは名目成長率にリンクさせて考えたらどうだという御提言がありまして、私は、私の考え方からいけば非常に貴重な御提言をいただいたと思っているわけです。

ただ、それをどう具体的に仕組んでいくかといいますと、いろんな考え方があるんだと

思いますね。びちっともう毎年、もうそれ、そこの、何というんでしょうか、GDPの成長率を超えたらぱっとカットしちゃうなんという固いやり方もあるかもしれませんが、何年間かの実績を、目標値を作って実績を見ながら調整していくというような手法もあるかもしれませんが、やり方はいろいろだと思います。

○辻泰弘君 今度、経済財政担当大臣にお伺いしたいんですけども、このことについては経済財政諮問会議で一番ホットになっているところですけども、大臣御自身の御所見を求めたいと思います。

○国務大臣（竹中平蔵君） この社会保障全体としては非常に伸び率がどうしても高く、今後高くなっていくと。それとGDPの伸び率、経済、マクロ経済全体の伸び率との関係というのはよく議論になるわけですが、少し誤解があるといけませんので、民間議員の提案はですね、例えばですけども、名目成長率が二%で伸びているとすると、社会保障が四%で伸びているとすると、この、こういう状況を未来永劫続けることはできないと。これはもうだれでも分かるんだと思うんですね。

そうすると、もうこれ実は無限の、比率が無限大まで高くなってしまいますから、だから、ここはどこかでやはりきちっと、中期的にはどこかで収れんをさせていかないといけない。その点に私は尽きていると思います。それを非常にリジッドに、単年度で今年のGDPの伸び率は一%だから社会保障も一%、そんなことはこれはだれも考えないし、今後、当面、高齢化とともに負担が増えてくることはある程度はやむを得ないということもみんな認めているわけでございますので、そこはやはり中期的な観点から、しかしほっておくことはできない問題なんだと、そのような観点で私たちは議論を進めていくつもりであります。

○辻泰弘君 今大臣の御答弁は常識的なことなんですけれども、ただ、その経済財政諮問会議での民間議員の方々の意見の中ではもっとはっきりおっしゃっていて、当面の介護保険、医療保険等の改革についても給付費をGDPの伸び率以下に抑制することを目指す、というような言い方あるわけですね。もっと、当面ということで区切っているわけですからね。だから、その点はちょっとニュアンスが違うかと思うんですね。もちろん議員の方の意見ですからいいわけですけどもね。そこはどうなんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） そこはもう努めて期間をどのように設定していくかという問題なのだと思っております。

繰り返し申し上げますが、民間議員も毎年毎年の伸び率をそのまま抑えられていったらいいと、そういう短期的な、機械的なことは言っていないというふうに理解をしております。

○辻泰弘君 今の御答弁は良かったと思いますけれども、でもしかし、一般的な伝わり方



は機械的なふうにとらえられているんじゃないでしょうか。また、それが素直なことじゃないんでしょうか。もし違ふとすれば、それはそれで、こういう機会のみならずいろんな局面で発信していただいた方がいいんじゃないかと思います。

それで、もう一つ、ひとつ竹中さんにもう一遍確認しておきたいんですけども、大臣のあの不朽の名著の「あしたの経済学」というのをもう一遍読ませていただきましたけれども、どの国も自国の経済を発展させ国民の生活を豊かにしようと必死になっていますというフレーズがございまして、やはり経済を発展させて国民の生活を豊かにすると。やっぱり国民の生活を豊かにすることが目的であって、その手段としての経済があると、こういう位置付けだと思うんですね。そういうことでよろしいですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） 正にそのとおりだと思います。

○辻泰弘君 もう一著、もう一つ名著がございまして、最近出された「郵政民営化」という御著書も拝見いたしました。その中に、郵政のことじゃないんです、御期待に沿えないんですけども、国民の税負担を最小化する社会が目標であると、こういうところがあるんですね。私はちょっと気になったんですけども、国民の税負担を最小化する社会が最終目的なのかということになるんですね。これについては、竹中さんは、去年の大臣所信の中でもそれに見合うようなこともおっしゃっているんです。そういう意味では御信念かとは思いますが、その点について御見解をお願いします。

○国務大臣（竹中平蔵君） ちょっとそのくんだり、どのくんだりかにもよりますけれども、基本的に私が申し上げたいことは二点でございます。

大きな負担をして大きな給付があるような、そういう政府がいいんじゃないか。これは北欧等々、そういう考え方はあります。しかし、その対極に小さな政府、小さな負担で小さな政府という、そういう選択があります。私は、その選択に関しては後者だということは、まずこれは一つの信念として持っております。

もう一つ、ある一定のサービスをするのであれば負担は最小化しなければいけない。これはこれで、私は無駄を排して最小化するというのは重要なことだと思っております。

○辻泰弘君 御本人が書かれたのを忘れていらっしゃるんでしょうか、御自分でお書きになった本でございますが。

○国務大臣（竹中平蔵君） 書いたことは覚えておりますが、どういうくんだりでどういうシチュエーションで、その前後の脈絡を明確に記憶しておりませんという趣旨でございます。

○辻泰弘君 歴史的にそうなんですけれども、前にも申し上げたかもしれませんが、どうも竹中大臣、私から見ると、負担ももちろん大事なことですけれども、負担の部分に

重点を置いていらして、やはり給付の面にももっと目を向けていただくべきじゃないかと。経済、財政という立場から、社会全体を見詰めるお立場からすれば、やはりちょっとバランスが負担に偏っているんじゃないかと私は思っております、社会全体を見渡す役回りとして御対応いただければなというふうにかねがね思っているところでございます。

例えば、昨年十一月の定率減税の縮小、廃止の議論の際に大臣のお言葉として伝えられたのが、財政の論理だけで経済運営すると誤ったことになりかねないと、こういう発言をされたと伝わっております。それはそのとおりですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） 経済財政政策担当大臣というのは、正に財政を破綻させるわけにはいきません。財政はきちりと健全化して効率化しなければいけない。しかし、正に財政というのは政策の一つの手段でありますから、それは正に経済を良くするというためにある。経済は人間の生活を良くするためにある。そういう基本原則はしっかり踏まえてやっているつもりでございます。

○辻泰弘君 御発言はそのとおりなんです。御発言はそのようにおっしゃったということですね。

○国務大臣（竹中平蔵君） しっかりバランスさせなければいけないというふうに申し上げました。

○辻泰弘君 そういうふうには伝えられているものですから、私が思いましたのは、財政の論理だけで経済運営すると誤ったことになりかねないと。それと同様に、経済、財政の論理だけで政策運営するとまた誤ったことになりかねないのではないかと、このように私は思っているところでございまして、もちろん経済、財政の視点というのは極めて重要であることは間違いないんですが、同時に、やはりこの目的が、大臣もおっしゃっているように、国民の生活を豊かにするとか人間の幸せを最大限に実現するということであるとするならば、それは何も経済、財政の論理のみならず、やはりそれを越えた部分もやはり併せて見詰めていくということもあっていいんじゃないかと。これは伸び率管理にもつながる議論だと思うわけですから、そういった立場でお答えをいただくようにそれぞれの御担当の大臣に申し上げておきたいと思っております。

それで、もう一つ、厚生労働大臣、お伺いしたいんですけども、年金、社会保障についてでございます。

先般来、議論になっておりますマクロ経済スライドについてなんですけれども、さきの総理等の話もありましたけれども、どうも物価スライド、賃金スライドと同じように受け止められていると、こういうふう思うわけでございます。ここはやはり、マクロスライド、マクロ経済スライド調整なら、調整を抜かしておっしゃっているものだから同じようになっている、総理もそのように間違っていると思うんですが、やはりそういう意味ではこれから調整を付けておっしゃるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょ

うか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 確かに、物価調整、物価スライド、物価スライド、プラス私どもが今言っているマクロ経済スライドで答えが出るというところがございますから、大きく二つのスライドを足しますという言い方もできると思いますけれども、まずはやはり実態をより正確に説明するとすれば、物価スライドに今私どもが言うマクロ経済スライドを、先生がお話のように、調整して答えを出すという方が分かりがいいのかなと私は思っております。したがって、今後の説明の仕方というのはいろいろ工夫してやっていこうというふうには考えております。

○辻泰弘君 いいのかなというか、被保険者数の減少の〇・六%分と平均余命の〇・三%分を足した〇・九を差引くと、そのこと自体をマクロ経済スライド調整だと言っていたわけですね。だから、それにおいてはやっぱり、それ、下の部分をスライドだと言うのはちょっとそれもおかしな話で、マクロ経済スライド自体はその調整までを意味していたはずだし、それがすべてじゃないですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 私が申し上げたのは、例えば物価スライドで一%だと、物価が一%上がった、そうすると、物価スライド、基本でありますから、まずそこに一%が出てきます。それに、今お願いしようと思っているのは、お話のように、私どもがマクロ経済スライドと言っているものは、〇・六と〇・三を足したマイナス〇・九でありますから、一プラス、マイナス〇・九というところで、例えば〇・一という答えが出てくる。そういう意味で、二つのスライドを足すという言い方もできるんですがということを申し上げたわけでありまして、しかし、あえて理屈を言えばそういうことでもありますけれども、調整と言った方が先生言われるように、分かりがいいなということは認めておるところでございます。

○辻泰弘君 そういう意味では、これから調整という言葉を入れていただくべきだと思います。

それともう一つ、この経済という言葉を入れたこと自体なんですね。ですから、総理も、昨年の六月三日のときを振り返りますと、そのマクロ経済スライドって聞かれて、総理は、「私は、そういう経済の専門家の知識が乏しいですから、」と、こうおっしゃっているんですよ。経済と混同しちゃうし、マクロ経済と言葉が一緒ですからね。でも、ちょっと違うんですね。ですから、その経済という言葉を使ったのは私はいかがなものかなと。まあ、今変更えられることないんでしょうけれどもね。そこはどう思われますか。

○国務大臣（尾辻秀久君） これは実はというお話を申し上げるんですが、平成十四年十二月にさかのぼるわけございまして、このときに年金改革の骨格に関する方向性と論点というものが出ておりまして、この中に、年金改定率の具体的な調整方法、マクロ経済ス

ライドというような記述がございまして、どう述べているかといいますと、マクロの経済成長率や社会全体の賃金総額の伸び率を、年金改定率に反映させる方法、あるいは一人当たりの可処分所得上昇率等を反映している現在の、現行の年金改定率に対して、労働力人口や被保険者数の変動率を併せて反映させる方法が考えられる、以下これらの方法をマクロ経済スライドと総称するという、ここから議論が始まっておりまして、以来ずっとマクロ経済スライドと言っているものですから、そのまま言葉が使われたというところがございます。

○辻泰弘君　そういう経緯はあるにしても、最終的に国会に提出するという段階においては、やはりどういう言葉がいいのかというのは選ばれてしかるべきではなかったかというふうに思っています。

それから、確認ですけれども、マクロ経済スライドは昨年の審議の中では二〇二三年度まで続くと、こういうことになったわけですが、その状況というか、は変わっていないかと。要は、新たな試算はしないんですねということですね。

○国務大臣（尾辻秀久君）　これも申し上げておりますように、この後、九十五年の有限均衡方式でありますから、九十五年で均衡させるという計算をいたしております。その九十五年で計算させるということで、いろいろの今の考えられる条件を当てはめていくと、今マクロ経済スライドをそこまでやれば後は均衡するというふうに思っておるわけでありまして、計算をしたわけでありまして、今日の状況の中でまだその計算を変えるということではない、こういうふうに考えております。

○辻泰弘君　大臣のお口から、二〇二三年度というのはそれは変わっていないかという数字を、年度を言っておいてください。

○政府参考人（渡辺芳樹君）　現在、施行を段階的にしております改正年金法でございしますが、二〇二三年度というところをマクロ経済スライドによる給付調整の最終年度というふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君　もう一つ大臣にお伺いしたいと思うんですけれども、さっき経済と社会保障という、社会保障給付費という話をしましたけれども、大臣所信の中で、先般お聞きしてましたら、年金制度については経済と調和の取れた持続可能なものに見直すことができたと、こんなようにおっしゃっていたんですね。そうだったとすれば、医療も介護も経済と調和の取れたものにすればいいじゃないかという議論を呼び込むような、そんな表現であったように思ったりしたんですけれども、その辺、どうお考えですか。

○国務大臣（尾辻秀久君）　今から年金の御協議をいただくときに、余り私どものそうした考え方、強く申し上げるのもいかがと、いかがかなとは思っているんですけれども、お尋ねで

ありますから、こう考えておりますということだけを申し上げたいと存じます。

今、正に話題にいただきましたマクロ経済スライドを当てはめていきますと、給付の伸びというのは一定のところでは抑えられます。したがって、年金について言えば、先ほど話題にいただきました、例えばGDP比の伸び率に合わせたとか国民所得の伸び率に合わせとか、いろいろそういうお話、御意見が出て、それは大体その枠でいくということをお願いしたつもりであります。

○辻泰弘君 今の社会保障と経済の関係の話は一応区切りにしようと思うんですけども、竹中大臣も谷垣大臣も、やはり機械的なものではないんだと、そういうことはなかなか現実にはないだろうという御所見だったと思うんで、そのことが安心した思いがいたしますし、そういうトーンでこれからは御対処いただければと思います。

財政のことについてちょっとお伺いしておきたいと思います。

まず竹中大臣に、私も昨年、本委員会等でいろいろ、「改革と展望」の参考資料の数値について個別にいただいたりしたんですけども、今回の参考資料の中にはかなり掲載していただいたこと自体は評価させていただきたいと思うんですが、ただ、まだ一般会計の基礎的財政収支の二〇一二年までの実額とか、国、地方の基礎的財政収支の二〇一二年度までの実額というものが本体にはないわけなんですね。委員会の求めに応じて出したりされているんですけども。どうか来年からは、それもどうせ出されていることなんですから、本体の参考資料の中に入れていただくようお願いしておきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 私ども、きちっと計測したものについてお出しするということは、これは全く我々としては何の差し障りのない話でございますし、要望等々に応じて先生にもお渡ししていると思います。

一方で、表示の仕方についてもっと分かりやすくしてくれとか、いろんなむしろ簡素化してくれというような御意向があることも確かでございます。その辺、簡素化してできるだけ分かりやすく見ていただくというのと、できるだけ詳細に情報を提供するということが、是非そこはバランスを取って多様な要望にこたえるように努力をしたいと思っております。

○辻泰弘君 それで、プライマリーバランスのことをちょっとお聞きしたいんですけども、昨年も竹中さんと谷垣さんにお話をさせていただいたと思うんですけども、どうも今の国、地方を通じての基礎的財政収支というとらえ方は雲の上を歩くようでどうも実感がないといいますか、把握できるような感覚がつかめないというのが正直なところでして、谷垣大臣御自身も、「改革と展望」の試算はベストプラクティスであると、現実の問題としてはなかなかそういかないのではないかと、このように本委員会でもおっしゃっているわけですね。

まず、その今のプライマリーバランス、それは二〇一二年度で黒字化するのは結構なことだし、マクロ的にとらえることは大事だと思うんですが、しかし、やはりそもそも昭和

五十年代から出発していたように、国の一般会計の財政再建といたしますか、そのことが基本から出発したことだと思うんで、やはり一般会計における財政健全化の一つの指標といたしますか目標というものはやはり持ってしかるべきじゃないかと思うんですけども、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（谷垣禎一君） まず、「改革と展望」の参考資料の試算ですね。これがベストプラクティスだと確かに私申し上げたんですが、これは「改革と展望」の中にも、改革が進んだケースと進んでいないケースといろいろあれしておりますけれども、よく引かれる改革が進展したケースについてそのように申し上げたということでございます。

それで、今委員がおっしゃいましたように、その試算で二〇一二年度には国、地方を合わせたプライマリーバランスが黒字化するということでありますけれども、そこにもありますように、そのときの国のプライマリーバランスは依然として十一・四兆円赤字でありまして、要するにもっともっと努力をしなければいかぬということはこの数字自体が表しているわけですね。

それから、昨年の財政審では、同じような問題意識から国の一般会計に着目して、これは平成十六年度の当初予算における財政構造を前提として議論をして試算を出していただいたわけですけども、これは何らの改善策を講じないでいると十年後には一般会計のプライマリーバランスはもっと悪くなるということを示していただいて、そこで財政審の建議では、「現在政府が目標として掲げている国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化に全力を尽くすことはもとより、政府債務の大部分を抱える国の財政規律が如何に確保されるかを明確に示していくことが重要である」という提言をいただきました。私としても、今委員が御指摘のように、地方と合わせてというだけじゃなしに、一般会計についても更に努力が必要だろうと思います。

ただ、もう一つ申し上げますと、この国と地方が合わさって議論しております中には、交付税特会等の在り方から、国、地方両方が足らず前をどう埋めていくかと、いろんなことをやりまして、その償還や何かの在り方、いろんなルールがありますので、ある程度国、地方、統一的に見ないとその辺のところも、その辺の努力の方向も十分見え難いという点もございますから、両方併せて私どもは活用していくべきことかなと考えております。

○辻泰弘君 今の二〇一二年度に十一・四兆円の一般会計ベースでは赤がまだあるんだという話だったわけで、それは実額的には四十兆円を超えるんじゃないかと思うんですね。そういう意味においては、改善したとってマクロ的にはそうなのかもしれないけれども、一般会計でとらえるならば全然何も変わって、良くなってないよというふうな状況でないかなと思うわけでございまして、そういった意味では一般会計における目標というのはやはりなかなか一概には言えないところがあるんですけども、しかし、状況も良くなってきた、とりわけ最近一般会計のプライマリーバランスということを財務大臣よくおっしゃっているんで、私はそういうところにちょっと近づいてきたようにも思っておるんですけども、そういったことで御努力をいただきたいというふうに思うわけです。

そこで、昭和五十九年度に財確法が改正されたんですけれども、そのことが私は今日の財政、国債累積の一つの原因だったというふうに思っているんですけれども、そのことについて御説明をいただけますか、そのときの改正内容。

○国務大臣（谷垣禎一君） 特例公債では、発行が開始されたのが昭和五十九年度からですが、その昭和五十九年度から五十八年度の間では、昭和五十九年度には特例公債の依存体質から脱却しようという、そういう目標の下で、要するに全額借換えをしちやいかぬと、全額を現金償還をしていくんだと、こういう前提で作られていたわけですね。ところが、昭和五十四年に第二次石油危機が起きまして特例公債の発行額が増加せざるを得なかったと。そこで、その特例公債からの脱却目標を昭和六十五年に延長した、五年間延長したわけです。あっ、六年間延長したわけですね。この際、併せて特例公債を昭和五十九年には脱却ということでやってきたものですから、そのままにしておく借換えができないままに更に償還資金について特例公債を発行しなきゃいかぬというようなことを避けるために、その今委員がおっしゃった昭和五十九年の財確法で、特例公債についても建設公債と同様に六十年償還というルールでやろうじゃないかということになったわけです。その後、景気の拡大もありまして財政状況が改善して、平成二年度には一応目標どおり特例公債の発行から脱却が当時は達成できたわけでありまして。

○辻泰弘君 要は、五十年代の赤字国債については借換えが禁止されていたわけなんですね。ですから、五十九年段階で国債整理基金特別会計で借換え債を発行するというのを認めたということで、本来であれば一般会計で発行するものを特別会計に振り替えたということで、結果として表に見えなくなったと、こういうことなんですね。それで、しかも六十年償還に切り換えたということなんですね。だから結局、そのときにそれをしていなければ一般会計で見えたわけですよ。そこを安易にやってしまったことが結局歯止めなくなってしまったというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（谷垣禎一君） そこらはなかなか評価の難しいところでありまして、当時そのものにとってみれば、これはあるいはバブルの効果だったのかもしれないんですが、平成二年度には一応その足を洗うことができたわけでございます。その後、今私どもが直面しておりますのは、当時の問題から今度はまた次の問題で、要するにバブルの崩壊後の景気低迷、累次にわたるその経済対策、あるいはそれによる財政拡大、減税措置ということの始末をどう付けるかという問題でございますので、その五十九年の償還ルールの採用が即原因であったのかどうかというのは、ちょっとにわかには即断しにくいのではないかと思います。

それともう一つは、結局、じゃ、もしそれが原因であるということにすれば、財政規律のためにはもう六十年償還ルールを廃止せよという、委員もすぐおっしゃるわけではないんだろうと思いますが、多分そういう御主張につながっていくんだろうなと思うんですが、これも現実問題としては借り換えざるを得ないとき、得ないというときに、それをもう少

し早く償還していくということになるわけですから、どうしても新規公債額の発行が増えるということはあるわけでございます。

○辻泰弘君 私の意見というなれば、当初のとおり、借換えはしないということで、償還については一般会計で新規に発行をしてそれをもって充てると、こうあるべきだったということをお願いしているわけですね。

それから、足を洗うとおっしゃったのは、特例公債依存体質から脱却したという平成二年のことをおっしゃっているんですね。だけど、これは見掛けだけなんですよ。その前の精神からいえば、特会で発行しているわけですから、そのことを申し上げているということです。

それで、時間がないので、最後に一点だけ。

国民負担率、潜在的国民負担率についてなんです。経済財政白書の平成十五年版に国民負担率と経済成長率の関係について出ているんですけども、それについて御説明をお願いします。

○国務大臣（竹中平蔵君） お尋ねの平成十五年度年次経済報告、いわゆる経済財政白書の中での御指摘でございますけれども、これはOECD諸国間におけます潜在的国民負担率と経済成長率の関係について計量的に分析をしております、両者の間には緩やかな負の相関が認められ、潜在的国民負担率が高い国ほど経済成長率も低くなる傾向が認められると、それを記述しているところでございます。

○辻泰弘君 しかし、その後、一定のその配慮があつてしかるべきと、こういうようなことも、慎重であるべきだと書いてあるわけですね。だから、結論はどうなんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） これは、計量分析というのは、期間とかデータの取り方、前提とかを変えますと、これはいろんなことがあり得るわけでございます。これは一つの可能性、一つの見方としてこの白書の中で可能性を示唆していると、政府の規模の上昇が経済成長の阻害要因となる可能性も示唆している、分析上はそういうことであると思えます。

○辻泰弘君 その関連性は学説としても定着していることでしょうか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 私の知る限り、経済の、政府の規模と経済成長率の間には様々な御見解があるというふうに承知しております。その意味では、定着しているかと、大部分がこれに賛同するようなその証拠性を認めているかということに関しては、そういう意味での定説は必ずしもないというふうに認識しております。

○辻泰弘君 政府の公式見解ではないということですね。



○国務大臣（竹中平蔵君） 今申し上げましたのは、専門家の間での定説として定着しているわけではないということでございます。

この白書でございますけれども、これは内閣府の意見を取りまとめまして、各省庁と協議の上で閣議に配付されるものでございます。

○辻泰弘君 財務大臣、実はそのことが、この「日本の財政を考える」というのには、もう「傾向があります。」ということで決め付けた表現になっていまして、そのことは財務省としてはもうその関係あるという認識の下ですか。

○国務大臣（谷垣禎一君） まあどんな、何というんでしょうか、基準の取り方をしても、そこに問題はあることはあるだろうと思います。ただ、こういう数字がある意味での政府の大きさを表し、それに対する今、竹中大臣がおっしゃいましたけれども、そういうものが大きくなっていった場合に、国民経済に一定の悪い影響があるということはあるんだろうという前提の下で使っているというふうに理解しております。

○辻泰弘君 五〇%以下にという、五〇%の論理性を御説明ください。

○国務大臣（竹中平蔵君） これはちょっと別の問題で、国民負担率が五〇%というのを目標にしている、その根拠という御趣旨でよろしいでしょうか。

○辻泰弘君 そうです。

○国務大臣（竹中平蔵君） これは基本的には、いろんな御意見がありますけれども、まあ昔風に言うと五公五民といいますか、負担が大体その半分を超えるとやっぱりきついでろうと。そういう意味で、五〇%程度を目指そうではないかと、そして政府の規模の上昇を抑制しろ、しよう、抑制しようではないかと、そのような議論を行っているということでございます。

○辻泰弘君 私は、五〇%というのは本当は論理性がないと思っておりますし、それが一つの目標になってすべての政策が支配されているのは間違っていると思っております。

まあ時間はございませんけれども、それで、谷垣大臣も数字はア prioriに決めるのは間違いだということをおっしゃったことですからね。五〇%というものが金科玉条ではない、そのためにすべて合わせるような政策運営は、私は必ずしも本当の国民の幸せに資する道ではないと、このように思っております。

以上、質問を残しておりますけれども、これで終わらせていただきます。